

令和2年度公募のご案内

天然ガスの環境調和等に資する 利用促進事業費補助金



(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)



中圧ガス導管等でガス供給を受けている災害時にも対応可能な天然ガス利用設備であって、要件に適合する設備を設置する事業者に対し、導入費用の一部を補助します。



申請期間

令和2年4月20日～令和2年5月29日



補助金のスケジュール

公募開始	4月20日
公募説明会	当センターHP参照
公募締切	5月29日
交付決定	7月上旬頃
事業開始	交付決定日以降
事業完了 (実績報告書提出)	事業完了後30日以内または令和3年2月26日の いずれか早い日まで
補助金交付	確定検査後
利用状況の報告	補助事業完了の翌年度4月1日から1年間の実績を報告



対象事業者

- ◆家庭用を除く全業種
(リース・エネルギーサービス等も対象)



補助率・上限額

- ◆補助率：補助対象経費の1/3以内
- ◆補助金上限額：1.7億円/1補助事業

詳しくは、ホームページをご覧ください。 <http://www.gasproc.or.jp>

一般社団法人 都市ガス振興センター 事業部



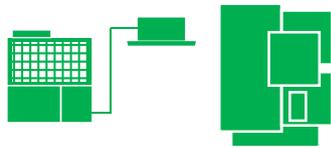
対象事業

- ① 新設、更新又は改造して天然ガスを主原料とするガスを使用すること。
- ② 新設、更新又は改造により5%以上の省エネルギーが図られること、又は高効率設備の基準に該当すること。
- ③ 対象設備の新設、更新又は改造によって、従来方式よりも25%以上のCO2排出削減が図られること。
- ④ 新設、更新又は改造後の対象設備にCO2排出削減量を算出するために必要な専用の計測装置を取り付けること。
- ⑤ 中圧ガス導管等でガス供給を受けている下記のいずれかの施設に設置されること。
 - 災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設、国や地方自治体と協定を締結している（見込み含む）帰宅困難者受入施設
 - 災害時に機能維持する必要性のある施設（救急指定病院・福祉避難所等の施設）
 - 国や地方自治体と震災時の物資提供の協定や災害時の協定を締結している（見込み含む）工場・事業場



対象設備

(ア)GHP (イ)冷温水機



(ウ)ボイラ



蒸気ボイラ
温水ヒータ 等

(エ)工業炉



※自治体等と協定等を締結した施設において、支援物資（最終製品）を製造するために必要となる設備

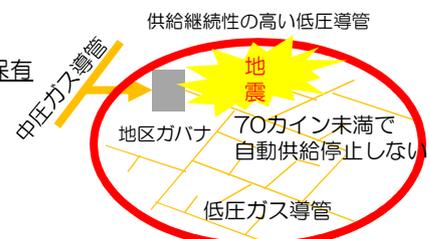
(オ)厨房設備



※厨房設備のみの単独申請はできない
※CO2排出削減量の評価はしない

中圧ガス導管等

- 都市ガスの**中圧供給**
供給約款に定める低圧の最高圧力を超える圧力
- 供給継続性の高い低圧供給**
都市ガス供給事業者が供給停止判断基準をSI値70カイン以上としている低圧エリア
- 低圧供給を受けていて**移動式ガス発生設備**を保有



【お問い合わせ先】

一般社団法人 都市ガス振興センター
〒105-0004 東京都港区新橋3-7-9
川辺ビル5階
TEL：03-6435-7692
FAX：03-3591-8110

【受付時間】

[月～金] 9:00～17:20
(12:00～13:00を除く)
(祝祭日・5/1・12/29～1/4を除く)